

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

「安全三原則」を浸透

ルール徹底から自発的行動へ
横浜湘南道路トンネル工事

特集Ⅱ

「オフィスKY」で危険を学ぶ

事務部門向けの体験型教育
コマツ大阪工場

ニュース

設計段階でリスク低減へ

厚労省 施工時の安全確保狙う

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
☎ 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2286

2017

7 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士 小泉事務所
東京会

所長 小泉 正典

第247回

休日に会社の地元の夏祭りに参加し熱中症

■ 災害のあらまし ■

不動産会社の従業員A（36歳）は、土曜日に会社の所在地にある商店会が主催する夏祭りに、地権者との親睦を兼ねて今後の交渉を円滑に進める目的で参加した。当日は猛暑日となり、Aはめまい、倦怠感などの症状が出て、その場で倒れ込み、近くの病院へ救急搬送され、熱中症と診断された。祭りは準備を含めて土曜日の早朝から行われており、Aは、前日の遅くまで仕事をこなし、当日もなかなか休憩が取れず、普段の疲れなどから熱中症となった模様。

■ 判断 ■

土曜日の祭りに参加して熱中症を発症し病院に搬送されたことから、業務遂行性の有無についての確認に数カ月を要したが、地元の地権者と今後の交渉を円滑に進めることが目的であり、業務命令により参加したものと認められ、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

労災認定となる「業務災害」とは「労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡」で、「業務上」であるかの判断は災害が業務に起因し（業務起因性）、災害が業務の遂行中に発生＝労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）が必要とされている。業務災害が生じたときに、労働者に対して、労働者災害保障保険法に基づき、国から一定の保険給付がなされるが、そもそも「業務上」の災害なのかどうかについて、判断が難しい場合がある。

今回のケースも「休日」に祭りに参加した際の傷病であること、また、就業の場所として祭りの行事参加が業務に当たるかど

うかということで、確認と判断に数カ月が掛かっている。

一般的に「就業の場所」とは業務を開始し、または終了する場所となっている。

具体的な就業の場所には、

- ・本来の業務を行う場所
- ・物品を得意先に届けてその届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先
- ・全員参加で出席扱いとなる会社主催の運動会の会場など

が当たる場合は、業務災害に認定される。

Aの祭りへの参加が、「任意」の祭りの参加だった場合は、業務上にはならなかった可能性がある。本来休みの土曜日に祭りに参加することが業務遂行性があるかということがポイントとなる。祭りに参加というだけでは、業務ではない。また、土曜日に開催されたということも一社員の自由意思により行われたとののではないかと労働基準監督署に推察され、認定に時間が掛かった原因と考えられる。

今回、業務災害と認定されたのは、祭りが開催された場所において、会社が抱えている継続した近隣交渉案件が行われており、地権者との折衝は開発業務に欠かせないこと、その一環としての祭りに参加したということで、業務命令があったことが確認され、さらにAの祭りへの参加はあくまで主催側で（祭りを楽しむためではない）業務遂行性も認められると認定されたものである。

なお、熱中症とは、労働基準法施行規則第35条別表第1の2に、物理的因子による疾病の中の8として「暑熱な場所における業務による熱中症」として定められている。

Aが熱中症を発症したとき、天気は晴時々曇り、外気温は27℃、湿度70%程度、



不快指数もかなり高い状態であった。Aは、午前8時ころから祭りの準備を行い、約1時間、祭りのチラシの配布に従事、その後ダンスなどを踊ったところから徐々に体調不良となり、14時過ぎから、全身倦怠感、めまい、けいれんなどがひどくなったため、同僚によって病院へ救急搬送されそのまま入院となった。

労働基準監督署は、Aの普段の健康状態についてヒアリングを行ったが、既往症での受診歴はなく、健康診断の結果でも発症に関係する所見は特になかった。また、飲酒、喫煙などの他の危険因子についても、飲酒は少量で、喫煙の習慣もないため、熱中症の原因とまでは言えなかった。以上の状況を総合的に判断して、Aの熱中症は、その発生状況と医師の診断に対して、特段の反証もないため、業務起因性を認めるのが相当と判断された。

熱中症は重症化すると死に至ることもある傷病である。猛暑日の屋外や密閉した空間で労働者に作業を行わせる場合は、適度な休憩と定期的に水分・塩分を摂取させることが、管理者（＝会社）の安全配慮義務となる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp